

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 予防係	
不 利 益 処 分 名	防災管理点検対象物の特例認定の取消し	
根 拠 法 令	消防法	
根 拠 条 項	第36条第1項において準用する第8条の2の3第6項	
連 絡 先	(電話 656 - 1193)	
処 分 基 準	基 準	<p>消防法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条の2の3第6項</p> <p>消防長又は消防署長は、第1項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。</p> <p>(2) 第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき。</p> <p>(3) 第1項第3号に該当しなくなつたとき。</p> <p>「徳島市火災予防違反処理規程（平成15年12月26日施行）」第17条及び別表第1の基準による。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）